

モバイルデバイスにおける Suica 利用規約

第1編 総則

第1条(目的)

本規約は、東日本旅客鉄道株式会社(以下、「当社」といいます。)が定める「IC カード乗車券取扱規則」(平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下、「IC カード取扱規則」といいます。)に定めるサービスの内容とその利用条件のうち、別表 I に定める Suica(以下、「本 Suica」といいます。)のサービス内容及び利用条件を定めることを目的とします。

第2条(本規約の効力)

本規約に定めのない事柄については、IC カード取扱規則、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」(平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。)、Suica ポケット利用規約、teppay 会員規約並びに別表 I 及び別表 II に定める各アプリ／サービスの運営主体が定める規則、規約又は特約によります。ただし、本規約の定めとの間に齟齬・矛盾等が生じた場合は、本規約を優先して適用します。

第3条(用語の定義)

本規約に定めのない用語については、IC カード取扱規則、東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則(昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号。以下、「旅客規則」といいます。)に定めるところによります。なお、IC カード取扱規則に定められた Suica の機能等に関する定義は、特に記載がない限り本 Suica の機能等に関するものとして読み替えます。

- (1)「モバイルデバイス」とは、IC チップを内蔵する電話機、時計等の携帯情報端末を記録媒体とし、当社が定める設定を完了させ、本 Suica を利用することができる機器をいいます。対象となるモバイルデバイスは、別表 I に定めるアプリ／サービスの運営主体により告知します。
- (2)「利用者」とは、第 7 条に定める利用開始手続きを完了し、当社が発行した本 Suica を利用する者のことをいいます。
- (3)「Suica カード」とは、IC カード取扱規則第 5 条に定める Suica カードのことをいいます。
- (4)「モバイル Suica」とは、本 Suica のうち、第 10 条に定める会員登録を行った利用者が提供を受けられるサービスのことをいい、会員登録を行った利用者のことを「モバイル Suica 会員」といいます。
- (5)「当社アプリ」とは、別表 I の区分ア及びイにおいて、当社が運営するアプリケーションソフトのことをいいます。
- (6)「他社アプリ」とは、別表 I の区分ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサ、並びに別表 II において、当社以外が運営するアプリケーションソフトのことをいいます。
- (7)「加盟店アプリ」とは、当社アプリと連携することにより第 15 条第 1 号又は、第 16 条に定める手続きを行うために供された別表 II のアプリケーションソフトのことをいいます。
- (8)「各アプリ」とは、別表 I 及び別表 II のアプリの総称をいいます。
- (9)「各 Suica アプリ」とは、別表 I の当社アプリ及び他社アプリのことをいいます。
- (10)「サポートセンター」とは、モバイル Suica 会員を対象に、当社が開設する利用者支援窓口のことをいいます。
- (11)「ウェブサイト」とは、本 Suica に関する情報を発信するため、当社が運営するインターネットサイトのことをいいます。

- (12)「会員メニュー」とは、モバイル Suica 会員が第 17 条第4項、第 18 条第2項、第 19 条、第 28 条第4項、第 30 条第1項、第 32 条第3項及び第 36 条第2項に定める手続きを行うために供された、当社が運営する専用ウェブサイトのことをいいます。
- (13)「電気通信事業者」とは、本 Suica を利用するために必要な通信サービスを提供する、移動体通信事業者又は仮想移動体通信事業者のことをいいます。
- (14)「ソフトウェア」とは、本 Suica を利用するために必要な、当社又は電気通信事業者若しくはモバイルデバイスのメーカーが提供するソフトウェア(別表 I の使用 OS もこれに含みます)のことをいいます。
- (15)「Suica パスワード」とは、第 10 条に定める会員登録時に設定した、当社アプリ及び会員メニューへのログイン用パスワードのことをいいます。
- (16)「記名 Suica」とは、Suica のうち個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録された Suica をいいます。
- (17)「無記名 Suica」とは、前号以外の Suica をいいます。
- (18)「Suica ポケット」とは、モバイル Suica 会員及びその他の当社が定めるサービスの利用者がモバイルデバイス、又は加盟店アプリ等の所定の手続きを行うことにより、現金又は現金相当額を対価として登録された価値を使用して、当社が会員又は当社が定めるサービスの利用者のモバイルデバイスにチャージする仕組みのことをいいます。
- (19)「共有設定」とは、Apple 社が提供するファミリー共有サービスを用いて、別表 I の区分ウのアプリ(Wallet)を使用する者(以下、「管理者」といいます)が、管理者以外の者(13 歳以上に限ります。以下、「使用者」といいます。)に次号に定める共有設定 Suica を使用させることなどを目的に、管理者のファミリー共有用アカウントを使用者と共有する設定のことをいいます。
- (20)「共有設定 Suica」とは、前号によりファミリー共有設定がされた使用者の別表 I の区分ウのアプリ(Watch)に発行した Suica のことをいいます。
- (21)「ワンタイムクレカ決済」とは、モバイル Suica 会員の法定代理人等のクレジットカードによる代理決済のことをいいます。なお、この場合クレジットカードに関する情報は、クレジットカード名義人が入力するものとします。
- (22)「卒業予定年月日」とは、通学証明書等に指定学校代表者が証明する、当該学生又は生徒の卒業予定期日のことをいいます。
- (23)「通学定期券継続可能期限」とは、卒業予定年月日に基づきサポートセンターで通学定期乗車券に設定する当社アプリで継続購入が可能な期限(卒業予定年月日の翌年度の4月30日)のことをいいます。
- (24)「JRE ID」とは、当社が別に定める「JRE ID ユーザ利用規約」に基づき発行する共通アカウントをいい、当社アプリ及び会員メニューへのログインに用いることができます。なお、JRE ID の管理については、JRE ID ユーザ利用規約の定めに従うものとします。
- (25)「teppay」とは、当社アプリ上で当社が提供する、サーバー上に金銭的価値を保有し、コード決済その他の方法により商品等の代金の支払、その他の取引を行うことができるサービス及びこれに付随する機能であって、当社が別に定める「teppay 会員規約」に基づき提供するものをいいます。なお、本規約において、「本 Suica」に「teppay」は含まれないものとします。
- (26)「teppay 会員」とは、所定の手続きを行い teppay の利用を開始したモバイル Suica 会員をいいます。

第4条(適用範囲)

IC カード取扱規則第4条、第7条、第8条、第10条、第12条から第18条、第22条第2項から第4項、第23条第2項、第24条第11項及び第14項、第26条の2第3項から第6項、第27条第5項、第27条の2第2項、第30条、第37条の2第4項及び第5項、第40条第1号、第47条、第49条、第49条の2、第49条の3並びに第53条に定める事項は、本 Suica に適用しません。

- 2 モバイル Suica 会員のみが利用できると定めたサービスは、モバイル Suica 会員以外の利用者には提供されません。
- 3 本 Suica では、東日本旅客鉄道株式会社障がい者用 IC カード乗車券取扱規約に定める「障がい者用 Suica」について、その発行、変更及び発行替えの取り扱いは行いません。
- 4 本規約は、他社アプリの利用及びサービスに関する事項については適用されず、他社アプリの利用等に関し、当社は一切の責任を負いません。
- 5 当社は、所定の方法であらかじめ告知・通知を行った上で、事前に利用者に通知することなく、利用者の承諾なく本規約を改定できるものとします。ただし、改定の内容は、別途定める場合を除き、当社アプリ及びウェブサイトにおいて告知・提示することとし、改定後は、改定後の本規約が適用されます。利用者は、改定後に本 Suica を利用した時点をもって改定後の本規約に同意したものとします。なお、当社が改定後の本規約に同意を求める場合、モバイル Suica 会員は同意の上当社アプリを使用するものとします。同意しない場合は、モバイル Suica 会員は当社アプリを利用できない場合があります。

第5条(契約の成立時期)

利用契約の成立時期は、第7条に定める本 Suica の発行を完了させた時点とします。また、第8条の定めにより発行替えを受けた本 Suica には、発行替えの手続きが完了した時点より本規約が適用されるものとします。なお、共有設定 Suica においては、管理者が使用者の別表 I の区分ウのアプリ(Watch)に共有設定 Suica を発行したときに、当社、管理者及び使用者との間に成立するものとし本規約が適用されます。

- 2 Suica 定期乗車券(以下、「定期券」といいます。)、Suica 特別車両券(以下、「Suica グリーン券」といいます。)及び Suica 企画乗車券(以下、「企画券」といいます。)の購入にあたっては、モバイル Suica 会員が当社アプリにおいて購入のための操作を完了し、モバイルデバイスでの処理が完了した時点をもって、当該サービスに関する取引契約が成立したものとします。

第6条(所有権及びデポジット)

本 Suica の所有権は利用者に帰属し、当社は IC カード取扱規則第6条に定めるデポジットを収受しません。

第7条(Suica の発行)

本 Suica を利用しようとする者(以下、「利用希望者」といいます。))が、本規約及び各 Suica アプリの運営主体が定める規約等に同意のうえ、必要な利用開始手続きを完了した場合、当社は各 Suica アプリを通じて本 Suica を発行し、利用希望者は利用者となることができます。ただし共有設定の利用者が利用希望者の場合は、管理者が使用者に対し予め各適用規約等の同意を得た上で発行し、使用者に各適用規約等を遵守させるものとします。なお、利用開始手続きの方法は各 Suica アプリの運営主体が定め、当社は利用希望者が各 Suica アプリにおいて利用開始手続きした内容をもって、本 Suica の利用者としての登録(以下、「利用者登録」といいます。)を行います。

ただし、以下に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合、当社は利用者登録及び利用を拒否することがあります。

- (1) 利用者又は利用希望者が実在しない、若しくは各 Suica アプリの運営主体を通じて連絡が取れない場合
 - (2) 利用者又は利用希望者の満年齢が 12 歳未満の場合（ただし、別表 I のイ及びウのアプリは、13 歳未満の場合）
 - (3) 利用者又は利用希望者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合
 - (4) 利用者又は利用希望者が後見、保佐、補助開始の審判を受け、成年後見人、保佐人、補助人の同意等を得ていない場合
 - (5) 利用者登録の内容に、誤記・記入漏れ・虚偽等があった場合
 - (6) 利用者登録の内容に、当社のシステムが受け付けできない記号・文字等が含まれていた場合
 - (7) 利用者又は利用希望者が、すでに同一アプリ又はモバイルデバイスにおいて利用者登録されている場合
 - (8) 利用者又は過去に利用者登録を行っていた利用希望者が、本 Suica の利用に関する支払いを怠ったことがある場合
 - (9) 利用者又は過去に利用者登録を行っていた利用希望者が、利用開始手続き及び払いもどしをみだりに行っている場合
 - (10) 利用者又は利用希望者が、過去の不正・不適切利用等により、利用資格を停止又は抹消されている場合
 - (11) 利用者又は利用希望者が、第 21 条第 3 項及び同条第 4 項に定める会員資格の停止、抹消事由のいずれかに該当する場合
 - (12) 過去の利用状況が不適切又は信義に反すると認められる等により、当社が利用者とすることを不適当と判断した場合
 - (13) 反社会的勢力（第 52 条第 1 項に定めます。）又は反社会的勢力等の共生者（第 52 条第 2 項に定めます。）に該当することが判明した場合
- 2 当社は、利用者登録後であっても、前項各号に定める事項についての確認及び利用の拒否を行う場合があります。
 - 3 第 1 項に定める利用者登録の拒否に伴い、利用者又は利用希望者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。
 - 4 別表 I の区分ア、イ、ウ、キ、ケ及びコの利用者は、本 Suica を同一アプリ内に複数発行及び次条に定める発行替えを受けることができます（区分キ、ケ及びコは複数発行のみ可能で、発行替えはできません。ただし区分ケ及びコで複数発行する場合は、区分アのアプリで操作するものとします。）。ただし、発行又は発行替えを受けることができる数には、各 Suica アプリ及び運営主体のシステム、並びにモバイルデバイスによる上限があります。
 - 5 前項の定めにより複数発行又は発行替えを受けた場合、各々の SF 残高を 1 枚にまとめることはできません。また、SF 残高、定期券、Suica グリーン券及び企画券等を他の本 Suica に移行させることもできません。
 - 6 第 4 項の定めにより複数発行又は発行替えを受けた場合も、複数の本 Suica を同時に利用することはできず、利用者は第 41 条の定めにより、うち 1 枚を選択して利用しなければなりません。
 - 7 別表 I のアプリの利用者が、複数のモバイルデバイスを併用して本 Suica の発行又は次条に定める発行替えを受ける際は、併用するモバイルデバイスが区分ウ又はエのアプリ運営主体の

提供する管理システム(以下、「管理システム」といいます。)の同一アカウントにより管理される場合に限り、本条に定める発行及び発行替えを受け、また第 40 条に定める利用を行えます。なお、併用するモバイルデバイスにおける本 Suica は、管理システムのアカウントを所有する本人でかつ記名 Suica の記名人本人のみが利用できます。また、1枚の本 Suica を、併用する複数のモバイルデバイスにより同時に使用することはできません。

- 8 別表 I の区分ウ、オ、キ、ケ及びコの利用者が、同一モバイルデバイスに当社アプリを設定したときは、当該 Suica を当社アプリでも利用することができます。
- 9 当社アプリの利用者が、同一モバイルデバイスに別表 I の区分ウ、オ、キ、ケ及びコのアプリを設定し、当該各アプリの運営主体が定める規約等に同意したときは、当該 Suica を当該各アプリでも利用することができます。
- 10 第8項及び前項に定める当社アプリと他社アプリは、同一 OS 及び管理システムの同一アカウントでの利用に限ります。
- 11 別表 I の区分ア、オ、キ、ケ及びコの利用者は、同一モバイルデバイスに、区分エのアプリを管理システムとして設定しなければなりません。なお、区分エのアプリで、本 Suica を発行することはできません。
- 12 本条に定める本 Suica の発行を行うときは、各 Suica アプリの運営主体が定める最低金額以上の入金(チャージ)を必要とする場合があります。

第8条(Suica の発行替え)

IC カード取扱規則第3条に定める Suica 取扱事業者が、IC カード取扱規則第5条の定めにより貸与した Suica カード内の情報は、別表 I の区分ア、ウのアプリ(区分ウは、Wallet のみ)において所定の操作を行うことにより、モバイルデバイスに内蔵された IC チップに移動させることができ、利用者は当該 Suica カード内の SF 残高、定期券及び企画券を本 Suica として発行替えを受けることができます。(企画券は、区分ウのアプリの Wallet で記名 Suica で発行替えを行う場合に限りです。)ただし、当該 Suica カード内に有効な Suica グリーン券等の情報が含まれる場合、及び自動改札機による改札を受けて駅に入場し、出場する前の状態(以下、「移動中」といいます。)にある場合、この取扱いはできません。また、区分アのアプリについては、Suica カード内に発行日から 13 箇月以内の定期券情報が存在しない状態での発行替えは受けられません。

- 2 本 Suica から Suica カードへの発行替えは受けられません。
- 3 発行替えを受ける本 Suica は、Suica カードと同一名義の記名 Suica 又は Suica 定期券、若しくは IC カード取扱規則第3条に定める無記名 Suica として取扱います。
- 4 モバイルデバイスに既に本 Suica が発行されている場合、これと異なる名義の記名 Suica 又は Suica 定期券の発行替えを受けることはできません。また、無記名 Suica の発行替えを受けたときは、既に発行された本 Suica と同一名義の記名 Suica として取扱います。ただし、モバイルデバイスに無記名 Suica が発行された状態の場合、無記名 Suica の発行替えを受けることができます。
- 5 発行替え後の Suica カードの取扱いは、次の各号に定めるものとします。

(1) 区分ア

発行替えにより Suica カードは使用できなくなります。利用者は、Suica 媒体を貸与した Suica 取扱事業者に Suica カードを返却するものとし、返却を受けた Suica 取扱事業者は IC カード取扱規則第6条に定めるデポジットを返却します。

(2) 区分ウ

発行替えにより Suica カードは無効となり、IC カード取扱規則第5条第1項に定める貸与も同時に効力を失います。この場合、IC カード取扱規則第5条第3項の定めによらず、利用者の責任において切断する等の方法により Suica カードを処分するものとします。当社は、利用者による処分と同時に、Suica カードの所有権を放棄します。IC カード取扱規則第6条に定めるデポジットは、発行替えの操作により同額の SF 残高を本 Suica に積み増すことをもって、当社から利用者に返却されたものとします。

- 6 発行替え後の Suica カードは、当該 Suica カードに割り当てられた固有番号も失効し、それにより管理又は利用されるサービス等については、本 Suica に引き継がれません。ただし、別に継続利用等に関する手続きの定めがある場合において、この手続きを行ったときはこの限りではありません。
- 7 本条に定める操作において、モバイルデバイスの不具合又は通信状態の不安定に起因して、利用者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。
- 8 IC カード取扱規則第3条第1項第 20 号に規定する Suica 取扱事業者が営業する路線を発駅とした、当社線にまたがる連絡運輸となる定期券の情報が含まれる Suica カードは、本 Suica へ発行替えすることはできません。

第 9 条(会費及び利用料金)

本 Suica の利用にあたり、会費及び利用料金は発生しません。ただし、他社アプリの運営主体が別に定める場合はこの限りではありません。

- 2 前項の定めにかかわらず、利用者が第 18 条、第 29 条、第 30 条、第 34 条、第 35 条及び第 39 条に定める変更、払いもどし等を行う場合は、当社が定める所定の手数料が発生します。

第 10 条(会員登録)

日本国内に居住する利用者が、第 15 条第3号、第 17 条第4項、第 18 条第2項、第 19 条、第 28 条、第 30 条、第 32 条及び第 36 条の各サービスを利用する場合は、モバイル Suica 会員としての登録(以下、「会員登録」といいます。)が必要です。なお、日本国外に居住する利用者は、会員登録できません。

- 2 別表 I の区分ア、イ、ウ、オ、キ、ケ及びコの利用者が、会員登録を行ったうえで本 Suica を利用する場合、当該 Suica を IC カード取扱規則第3条第1号に定める記名 Suica として取扱いいます。ただし、別表 I の区分イのアプリで会員登録を行う場合、第3条第 16 号の定めにかかわらず、性別の登録は任意とすることができます。また、第7条第4項の定めによる本 Suica を複数発行及び第8条に定める発行替えを受けた場合、そのうち1枚について会員登録を行うと残るすべてについても同一名義の記名 Suica として取り扱われます。
- 3 別表 I の区分ア、オ、キ、ケ及びコのアプリで第7条に定める発行を行った利用者は、同時に会員登録を行うものとします。
- 4 別表 I の区分イ、ウのアプリで第7条に定める発行及び第8条に定める発行替えを受けた利用者は、区分イのアプリにおいて所定の手続きを完了させることにより、会員登録が行われます。会員登録前の本 Suica の SF 残高、定期券及び企画券の情報は、会員登録後も引き継がれます。
- 5 利用者は、会員登録した情報に変更が生じた場合、速やかに修正を行うものとします。
- 6 前項に定める修正を怠ったことにより利用者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。

- 7 別表 I の区分カ、クのアプリの利用者及び共有設定 Suica の使用者は、会員登録を行うことはできません。ただし、共有設定 Suica の使用者は共有設定を解除の上、会員登録を行うことができます。
- 8 別表 I の区分ア、イの利用者が会員登録を行う場合は、JRE ID の発行を受ける必要があります。

第 11 条(利用環境等)

利用者は、本 Suica を利用するために必要なモバイルデバイス、ソフトウェア、電気通信事業者との間で締結すべき通信サービス契約、及びその他全ての設備を自らの責任と負担において準備、維持するものとします。

- 2 利用者は、本 Suica 及びサポートセンターを利用する際、必要となる通信費等は、自らの責任において負担するものとします。
- 3 利用者は、会員メニューを利用する際、必要な場合の印字機及び印刷費等は、自らの責任において準備、負担するものとします。
- 4 モバイルデバイスの故障又は電池切れ、及び通信状態が不安定な場合は、本 Suica を利用することができません。これにより利用者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第 12 条(利用者の責任)

利用者は、本規約及び各アプリの運営主体が別に定める規約等、並びに各アプリの所定の操作方法等を遵守するものとします。これらに反した行為又は不正若しくは違法な行為により当社が損害を受けた場合、利用者に対し損害賠償を請求する場合があります。

第 13 条(Suica パスワードの管理)

モバイル Suica 会員は、当社アプリに設定した Suica パスワードを、自らの責任により管理するものとします。

- 2 モバイル Suica 会員は、Suica パスワードを第三者に開示・貸与・譲渡・売却・質入等、いかなる処分もしてはならないものとします。
- 3 当社が、当社アプリにおいて Suica パスワードの一致を確認して取り扱った場合、モバイル Suica 会員は、Suica パスワードの管理不十分、使用の過誤、第三者の使用等により被った損害の責任を自ら負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 4 モバイル Suica 会員は、Suica パスワードを忘れたことにより本 Suica を利用できなくなった場合は、当社が定める所定の手続きにより Suica パスワードの再設定手続きを行うものとします。
- 5 モバイル Suica 会員は、Suica パスワードを第三者に使用され、本 Suica にかかわるサービスを不正に使用されていることを知ったときは、直ちにサポートセンターへその旨を通知するとともに、当社の指示に従い対応するものとします。

第 14 条(本 Suica 及び各アプリの利用制限又は停止)

当社は、旅客の運送の円滑な遂行を確保するためその他必要があると認めるときは、本 Suica の発行及び利用者登録を予告なく制限又は停止することがあります。また、以下の各号に該当する場合、本 Suica の使用を停止・制限・中断又は終了することができます。

- (1) 当社が管理又は運営するシステムにおいて、必要な設備の保守・点検を行う場合、又は障害が発生した場合
 - (2) 当社が管理又は運営するシステムの稼働に必要な、電気通信事業者が管理又は運営する設備に関して、電気通信事業者が保守・点検を行う場合、又は障害、サービスの中止・中断等が発生した場合、並びにそれらのおそれがある場合
 - (3) 各 Suica アプリの運営主体が、本 Suica の利用に関するサービスを終了した場合
 - (4) モバイルデバイスの生産が中止・中断又は終了された場合、並びにそのおそれがある場合
 - (5) その他、やむを得ない事情がある場合
- 2 当社は、前項に定める取扱いを行うときは、ウェブサイトにおいて提示します。ただし、緊急に必要となった場合又は他社アプリに起因する場合、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、各アプリの利用において不適切であると認めた利用者やその他必要があると認めるときは、当該利用者の各アプリのサービス及び機能を予告なく制限又は停止することがあります。
- 4 第1項及び第3項に定める取扱いにより、利用者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。
- 5 利用者は、モバイルデバイスの故障・不具合又は電池切れ等により、移動中に本 Suica が使用できなくなった場合、乗車区間等に対する旅客運賃及び料金を現金等により支払うものとします。

第 15 条(Suica へのチャージ)

本 Suica への入金(チャージ)は、次の各号の定めによるものとします。

- (1) 本 Suica へのチャージは、各アプリにおける所定の操作によるほか、本 Suica へのチャージ処理が可能な機器、又は本 Suica へのチャージを受け付ける店舗等において、現金により行うこともできます。ただし、Suica1枚あたりの SF 残高は 20,000 円を上限とします。
- (2) 前号によらず当社は、本 Suica の利用について不適切であると認めた利用者に対して、又はセキュリティ上必要がある場合において、予告なくチャージを制限する場合があります。これにより利用者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。
- (3) モバイル Suica 会員が、会員登録の内容(クレジットカード)にビューカード又はビュー Type II 提携カードを設定している場合、「モバイル Suica によるオートチャージ利用特約」の定めにより、オートチャージを利用することもできます。
- (4) 通学定期券を利用している場合、又は別表 I の区分イのアプリで記名 Suica を新規に発行する場合、当社アプリでワンタイムクレカ決済によるチャージを利用することができます。ただし、チャージできる金額には制限があります。
- (5) 別表 I の区分エ及び別表 II の区分ウのアプリによりチャージを行うことはできません。
- (6) 1 回あたりにチャージできる金額は、各アプリの運営主体の定めによります。
- (7) teppay 会員は、所定の操作により teppay からチャージすることができます。

第 16 条(SF 残高の確認)

利用者は、各アプリ(別表 II の区分ア、イ及びエのアプリは除きます。)における所定の操作及び本 Suica の処理が可能な機器、並びに自動改札機(特別車両に設備されたものを除きます。)によ

り、SF 残高を確認することができます。また共有設定 Suica は、管理者においても所定の操作により SF 残高を確認することができます。

第 17 条(利用履歴の確認)

利用者は、各 Suica アプリの運営主体が定める操作及び本 Suica の処理が可能な機器により、本 Suica の SF 利用履歴を確認することができます。また共有設定 Suica は、管理者においても所定の操作により利用履歴を確認することができます。

2 確認できる利用履歴は、次の各号に定める内容とします。ただし、利用時に機器又はシステムによる処理が完全に行われなかった場合等、確認できないこともあります。

(1) SF 残高を使用して乗車又は入出場、若しくは精算した取扱月日、運賃収受区間、取扱後の SF 残高

(2) チャージを行った場合の取扱月日、取扱後の SF 残高

(3) SF 残高を使用して商品購入等を行った場合の取扱月日、取扱後の SF 残高

3 前項に定める利用履歴を確認できる期間及び件数は、各 Suica アプリにより異なります。当社アプリでは、最近の利用履歴から 100 件までしかのぼって確認することができますが、26 週間を経過したものは確認することができません。

4 利用履歴は、当社が指定する本 Suica の処理が可能な機器により印字できます。また、モバイル Suica 会員は会員メニューの操作により、利用履歴の確認及び印字を行うことができます。

第 18 条(SF 残高の払いもどし)

本 Suica が不要となった場合は、SF 残高の払いもどしを請求することができます。ただし、移動中の状態においては請求できません。また、利用者が本 Suica において IC カード取扱規則第 59 条に定める当社以外の交通事業者が提供するサービスを利用している場合、当該サービスの解約等の手続きを行った後に限り、請求することができます。利用者が当該解約等の手続きを行わず、当社が請求に基づく取扱いを行ったことにより生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。

2 モバイル Suica 会員は、当社アプリ又は会員メニューの所定の操作、若しくはサポートセンターへの申し出により払いもどしを請求する事ができます。ただし本取扱いは、第 21 条第6項に定める条件を満たす場合に限り、当社は手続きを行うものとします。(第 21 条第2項に定める場合を除きます。)

3 別表 I の区分カ、クについては本条を適用せず、各 Suica アプリの運営主体が定める方法により払いもどしを請求することとします。なお、別表 I の区分サについては、アプリの操作による払いもどしの請求はできません。サポートセンターへの申し出により払いもどしを請求する事ができます。

4 別表 I の区分ウ、エ、オ、キ、ケ及びコについては、アプリの操作による払いもどしの請求はできません。当社アプリを設定のうえ、第 2 項に定める操作又は申し出を行うこととします。なお、区分ウの利用者が本取扱いを受ける際は、会員登録を必要とします。

5 当社は、第2項又は第3項の定めによる払いもどしの請求を受けた場合、利用者が指定した本人名義の日本国内金融機関口座あて送金、その他当社が適当と認める方法により返金を行います。なお、返金は原則として利用者が日本国内に居住している場合に限りです。ただし、第 21 条第2項に定める場合のほか、当社が必要と認めた場合、利用者本人と異なる名義の日本国内金融機関口座あてに送金し、返金を行うことがあります。

- 6 利用者又は返金を受けようとする者は、前項の返金を行うために当社が求める情報を提供するほか、当社からの問合せに応答するものとします。利用者が、前項に定める日本国内金融機関口座の情報を誤って当社に提供・通知し、又は当社が求めた情報を提供せず、若しくは問合せに応答しなかった場合は、当社は第8項に定める取扱いまでを行い、別に正しい情報の通知を受けるまでは返金を行いません。
- 7 モバイル Suica 会員が、本 Suica に有効な定期券、Suica グリーン券又は企画券を含んだ状態で払いもどしを請求した場合、当該定期券、Suica グリーン券及び企画券についても同時に払いもどしを請求したものととして取扱います。この場合、定期券については第 30 条、Suica グリーン券については第 35 条、企画券については第 39 条の定めによるものとします。
- 8 モバイル Suica 会員が、同一 OS 及び管理システム内に発行された全ての Suica について、SF 残高の払いもどしを請求した場合、同時に第 21 条に定めるモバイル Suica 会員の退会を申し出たものととして取扱います。

第 19 条 (Suica の再発行)

モバイル Suica 会員は、モバイルデバイスが紛失・盗難又は故障した場合等、本 Suica を設定したモバイルデバイスにおいて当社アプリの所定の操作が行えないときは、会員メニューの操作又はサポートセンターへの申し出により、当該 Suica の再発行に必要な登録処理(以下、「再発行登録」といいます。)を請求することができます。

- 2 当社は、次の各号すべての条件を満たす場合に限り、請求にもとづき本 Suica の再発行登録を行います。
 - (1) 請求の受付時に、請求する者がモバイル Suica 会員本人であること。
 - (2) モバイル Suica 会員の情報が、正しく当社のシステムに登録されていること。
- 3 当社は、前項の再発行登録が完了したのち、定期券については当日以降に、SF 残高及び企画券については翌日のサービス提供開始以降に再発行を行います。ただし、再発行登録前に本 Suica が有効な Suica グリーン券を含んでいた場合も、当該 Suica グリーン券は再発行されず払いもどしをいたしません。
- 4 再発行登録後、当社システムでの処理が完了した時点で本 Suica は利用停止となり、これを取り消すことはできません。また、利用停止後に当該 Suica の使用を試みた場合、第8項に定める操作及び利用ができなくなる場合があります。
- 5 第1項の定めによらず、別表 I の区分ウ及びカの利用者は、当該アプリの運営主体の定める管理システムの操作により再発行登録を行うこともできます。この場合、モバイル Suica 会員か否かは問いません。
- 6 第1項の定めによらず、別表 I の区分ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ及びコの本 Suica は、モバイルデバイス又は各アプリ若しくはソフトウェア等の不具合により、利用者が意図しないときにも再発行登録が行われる場合があります。この場合、モバイル Suica 会員か否かは問いません。
- 7 再発行登録により、本 Suica に割り当てられた固有番号は失効し、それにより管理又は利用されるサービス等については、再発行された本 Suica に引き継がれません。ただし、別に継続利用等に関する手続きの定めがある場合において、この手続きを行ったときはこの限りではありません。
- 8 利用者は、再発行登録前に本 Suica を設定していた同一 OS 及び管理システムの同一口座で管理されたモバイルデバイスにおいて、所定の操作を完了することにより、再発行された本 Suica を利用することができます。

第 20 条(免責事項)

モバイルデバイス及びソフトウェアの不具合、又は通信状態の不安定に起因し、各アプリの操作及び手続きに遅延又は制限が生じた場合、利用者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。

- 2 当社は、本 Suica の取扱いについて、利用者以外に対する一切の責任を負いません。また、記名 Suica を当該記名本人以外が所持又は使用していたときも、当社は当該記名本人以外に対する一切の責任を負いません。
- 3 本規約に定める場合又は特に定める場合を除き、利用者が本 Suica により便益を取得したことによって、又は本 Suica により取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
- 4 第 19 条の定めより再発行登録の請求を行った場合も、本 Suica の利用停止措置が完了する前に当該 Suica の使用等があったときは、当社はそれらを補償しません。
- 5 第3編第2章に定める取扱いにより、変更前の本 Suica に割り当てられた固有番号は失効し、それにより管理又は利用されるサービス等については、変更後の本 Suica に引き継がれません。これにより利用者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。
- 6 当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、本 Suica の利用において利用者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。
- 7 各アプリ、会員メニュー及びサポートセンターで行った手続きは、操作完了後に取り消すことはできません。またこれにより利用者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第 21 条(利用の終了、制限及び退会)

利用者が本 Suica の利用を終了したい場合は、第 18 条に定める SF 残高の払いもどしを請求するものとし、当該手続きの完了をもって利用者登録は取り消されます。この時点において、利用者は本 Suica に関する一切の権利を放棄したものとします。

- 2 モバイル Suica 会員が死亡した場合は、その時点で退会したものとみなし、本条第6項第1号の定めによらず、法定相続人が当社の定める手続きにより払いもどしの請求をしたとき、当社は退会の手続きを行います。
- 3 当社は、利用者が次の各号に定める事由のいずれかに該当することが判明したときは、事前に利用者への通知又は催告をすることなく利用者登録を取り消す場合があります。その場合、利用者は本 Suica を設定したモバイルデバイスを利用することができなくなります。
 - (1) 本規約その他本 Suica の利用において適用される関連規約等に違反した場合
 - (2) 第7条第1項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合
 - (3) 利用者が利用者登録の変更・更新を怠り、各アプリ運営主体を通じて連絡が取れなくなった場合
 - (4) 第 52 条各項に違反した場合
 - (5) teppay 会員規約に違反する等により、teppay 会員の資格を喪失した場合
 - (6) その他、本 Suica 及び teppay の利用者として不適切であると当社が認めた場合
- 4 当社は、利用者の本 Suica 及び teppay 並びに当社が提供する他のサービスの利用状況等から、前項各号に該当するおそれのある合理的な理由がある場合、その他当社が必要と認めた場

合には、事前に利用者への通知・催告をすることなく、利用の全部又は一部を制限若しくはモバイル Suica 会員の退会手続きを行うことがあります。

- 5 前2項の措置に伴い、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
- 6 当社は、次の各号すべての条件を満たす場合に限り、請求にもとづき退会の手続きを行います。
 - (1) 請求の受付時に、請求する者がモバイル Suica 会員本人であること。
 - (2) モバイル Suica 会員の情報が、正しく当社のシステムに登録されていること。
- 7 teppay 会員がモバイル Suica 会員を退会となった場合、teppay も退会となります(この場合、teppay 会員規約に基づき teppay に関する一切の権利も放棄したものとみなします。)。teppay 会員であるモバイル Suica 会員が、本 Suica 又は本 Suica を設定したモバイルデバイスの全部又は一部の利用について制限された場合、teppay も退会又は teppay の全部もしくは一部について利用が制限される場合があります。これらの場合、モバイル Suica 会員に teppay に関する不利益又は損害が生じて、当社は一切の責任を負いません。

第 22 条(個人情報の取得、保有、共同利用)

利用者及び利用希望者は、当社が利用者に関する次の各号について、アからシに示す利用目的のため、必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意します。

- (1) 氏名、電話番号、生年月日、E-Mail アドレス、金融機関口座情報等(利用者登録内容)
- (2) 本 Suica に関する利用者と当社との契約に関する事項
- (3) 利用者による本 Suica の利用内容
- (4) モバイルデバイスに内蔵されている IC チップに記録された固有の識別番号
- (5) モバイルデバイスから取得可能な GPS 等の位置情報(本項に定める利用目的の達成に必要な場合にのみモバイル Suica 会員に明示的な同意を得た上で取得します。)
- (6) 第 28 条第3項に規定するサポートセンターへアップロードされた証明書等の画像データ

【利用目的】

- ア. 利用者登録の内容確認
- イ. 通学定期券購入の資格確認
- ウ. 本 Suica のサービスを提供するために必要な連絡
- エ. 第 10 条第2項に定める記名 Suica を使用する記名人としての登録
- オ. サービス、キャンペーン等及びこれらに関する情報の提供
- カ. 利用者情報並びに利用動向を把握・分析して得られた情報の利用又は提供(ただし、個人を特定し得る情報を除きます)
- キ. 当社及び当社の有価証券報告書等に記載されている当社のグループ会社(以下、「当社グループ会社」といいます。)が営む事業に関する情報の提供(具体的な事業内容については、ホームページ等当社所定の方法によりお知らせします。)
- ク. 払いもどし時の返金振込先の確認(金融機関口座情報等については、本目的についてのみ利用します。)
- ケ. 本 Suica の利用に係る代金等の決済、及びクレジットカードの有効性確認に際し、クレジットカード発行会社等との間で必要となる諸連絡
- コ. JRE ID 発行時の登録補助
- サ. 問い合わせ対応

シ. 払いもどし時の本人確認

- 2 利用者は、前項第4号について、利用者のモバイルデバイスに障害・不具合等が発生した場合に、当社から利用者が通信サービスを契約している電気通信事業者又はモバイルデバイスのメーカー等に対し、当該障害・不具合等の調査及び対応、並びに利用者に対する連絡のため、必要な保護措置を講じた上で提供することに同意します。
- 3 利用者は、第1項の利用目的のため、利用終了後も第1項各号の個人情報を当社が保有することがあることに同意します。また第1項第6号に定める画像データを一定期間後に削除することに同意します。
- 4 当社は、利用者の個人情報について、次の各号のとおり共同利用を行います。
 - (1) 共同利用する個人情報
 - ① 他社アプリの運営主体:本条第1項第1号から第4号に定めるもの(ただし、当該他社アプリの利用者に係る情報に限ります。)
 - ② 当社グループ会社:本条第1項第1号から第5号に定めるもの(ただし、第1号については金融機関口座情報等を除きます。)
 - (2) 共同利用者の範囲
 - ① 他社アプリの運営主体
 - ② 当社グループ会社
 - (3) 利用目的
 - ① 他社アプリの運営主体:本条第1項に掲げる利用目的
 - ② 当社グループ会社:本条第1項に掲げる利用目的のうち、オ、カ、キ
 - (4) 個人情報の管理について責任を有する者
名称:東日本旅客鉄道株式会社
住所:東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
代表取締役社長 喜勢 陽一
※ 最新の情報は、当社 HP の会社概要 (<https://www.jreast.co.jp/company/outline/>) もしくは個人情報の取扱いに関する基本方針 (<https://www.jreast.co.jp/site/privacy.html>) をご確認ください。
- 5 当社は、利用者又は利用希望者が本条に定める同意条項の全部又は一部を承認できない場合、利用者登録を拒否します。当社が利用者登録を拒否した場合、利用開始手続きをした事実については第1項アのため、利用者登録の不成立の理由を問わず一定期間利用されることがありますが、それ以外に利用されることはありません。

第2編 旅客営業

第1章 通則

第23条(旅客の運送等)

本 Suica による当社線にかかわる旅客の運送等については、IC カード取扱規則第2編のほか、本編の定めるところによります。

第24条(使用方法)

利用者が本 Suica を用いて乗車するときは、自動改札機による改札(新幹線停車駅における新幹線用の乗継改札機(奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車並びに田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間に運転する特別急行列車の停車駅における乗換改札機を含みます。))での

改札を含みます。以下同じ。)を受けて駅に入場し、同一の Suica により自動改札機による改札を受け、駅から出場しなければなりません。なお、モバイルデバイスに複数の本 Suica を発行している利用者は、第 41 条の定めにより、うち1枚を選択して使用しなければなりません。また、当該複数の本 Suica を複数人が同時に使用することはできません。

- 2 前項の定めによらず、移動中でない本 Suica の SF 残高は、本 Suica の処理が可能な駅等において、他の乗車券(自動改札機による改札を受けた本 Suica を含みます。)にかかわる精算等を行う場合の精算相当額に充当できます。
- 3 前項の取扱いをする場合であって、SF 残高が精算相当額に満たないときは、別に現金、旅客規則第 306 条に規定するオレンジカードの残高、東日本旅客鉄道株式会社イオカード取扱規則(平成 19 年2月東日本旅客鉄道株式会社公告第 28 号。)に定めるイオカードの SF 残高、又は他の Suica の SF 残高を充当することにより、精算することができます。
- 4 前2項の取扱いをする場合、Suica の 10 円未満の SF 残高を精算相当額に充当することはできません。
- 5 Suica グリーン券を購入し特別車両に乗車する場合、車内改札機又は乗務員による改札を受けなければなりません。また、2個以上の特別車両に途中出場しないで乗車する場合は、先乗列車を下車する際及び後乗列車に乗車する際それぞれに車内改札機による改札を受けなければなりません。

第 25 条(乗車券の効力)

前条第1項の定めにより本 Suica を使用する場合の乗車券の効力は、次の各号及び IC カード取扱規則第 40 条第2号から第4号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道乗車1回に限り有効とします。また、本 Suica1枚をもって大人1人の利用に限ります。
- (2) モバイルデバイスに複数の本 Suica を発行している利用者は、第 41 条の定めにより、うち1枚を選択し当該乗車区間において使用できます。

第 26 条(乗車券が無効となる場合等)

IC カード取扱規則第 43 条第1項各号のいずれかの定めに該当する場合、当社は第 21 条第3項の定めにより本 Suica の利用停止処理を行います。

- 2 利用者が、モバイルデバイス又は本 Suica に対し、偽造・変造又は不正な操作・処理を行い使用した場合は、前項の定めを準用します。
- 3 第1項により本 Suica を無効とし、モバイルデバイスの利用停止処理を行った場合の旅客運賃及び増運賃等の収受方法については、IC カード取扱規則第 50 条の定めを適用します。

第 27 条(不正使用未遂の場合)

利用者が、モバイルデバイス又は本 Suica に対し、偽造・変造又は不正な操作・処理を行い使用しようとした場合は、本 Suica の利用停止処理を行います。

- 2 前項に定めるほか、モバイルデバイスを不正乗車の手段として使用しようとした場合も、前項の定めを準用します。

第2章 発売・払いもどし等

第 28 条(定期券の発売)

モバイル Suica 会員は、当社アプリの所定の操作により、IC カード取扱規則第 26 条及び第 26 条の2(同条第3項から第5項までに定めるものを除きます。)に定める定期券を購入することができます。ただし、小児の定期券、他の旅客鉄道会社線にまたがる定期券及び IC カード規則第 26 条第 2 項ただし書きに定める定期券は購入できません。

2 別表 I の区分ウのアプリでは、本 Suica に有効な定期券が含まれている場合に限り、当該定期券の有効期間に連続し、同一区間及び経由の定期券を購入することができます。なお、第8条に定める発行替えを受けた本 Suica の定期券を、別表 I の区分ウのアプリにおいて、本項に定める取扱いを行う場合に限り、モバイル Suica 会員か否かは問いません。

3 通学定期券を購入する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該定期券の有効開始日の2日前までに当社アプリを利用して、当社が指定する旅客規則に定める通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書をアップロードしサポートセンターへオンライン予約するものとします。サポートセンターにて通学証明書等に証明されている卒業予定年月日を確認し、通学定期券継続可能期限を設定します。

なお、サポートセンターにおける予約承認は、予約操作完了日の翌日までに行うものとし、利用者は当社アプリから使用開始日を承認完了日以降 14 日以内の日付を指定して購入手続きを行うものとします。ただし、システム不具合や申請が著しく集中した等の事由によりこれによらない場合があります。この場合、第 50 条第1項及び第2項に定める方法によりモバイル Suica 会員に通知を行うものとします。

(1) 新規に購入する場合

(2) 有効期間が通学定期券継続可能期限をこえるものを購入する場合

(3) 割引区分、区間又は経由を変更する場合

4 定期券の有効期間、区間、経由、発売額等は、当社アプリ又は別表 I の区分ウ、オ、キ、ケ及びコアプリ、若しくは会員メニューにより確認することができます。

5 第5条第2項に定める取引契約が成立した時点で、所定の決済処理が行われます。

6 第3項により、当社アプリを利用して通学定期券を購入する際、ワンタイムクレカ決済を利用することができます。

第 29 条(定期券の区間変更)

前条の定めにより購入した定期券を区間変更する場合は、不要となった定期券の払いもどしを請求し、同時に新たな定期券の購入を行うものとします。

2 前項の定めによる取扱いは、当社アプリの所定の操作により行うものとします。ただし、当社アプリで購入できない区間又は経路に関連する定期券への区間変更をする場合は、当社が別に定める所定の方法により取扱います。

第 30 条(定期券の払いもどし)

定期券が不要となった場合は、サービス提供時間内に当社アプリの所定の操作より、払いもどしを請求することができます。ただし、移動中は払いもどしを請求することができません。

なお、第 18 条第7項の定めにより SF 残高と同時に定期券を不要とする場合は、会員メニューの操作により払いもどしを請求することもできます。ただし、以下の場合、teppay で購入した定期券について、会員メニューの操作による払いもどしを行うことができません。

(1) モバイル Suica 会員の退会となる場合等、当該定期券の払いもどしを行おうとする日と同日に teppay 会員の資格を喪失する事由が発生する場合

(2) teppay 会員の資格を喪失している場合

- 2 前項の定めにより、定期券の払いもどしを請求した場合は、次の各号により算出した払いもどし額から手数料として 220 円を差し引いた残高を返金します。なお、当該定期券がクレジットカードにより購入したものである場合は、購入時に使用したクレジットカードの口座への払込により返金するものとし、その払込期日は、クレジットカード発行会社の指定した日とします。teppay により購入したものである場合は、teppay により返金するものとし、原則として払いもどしの請求が行われた日以降に積み増しを行うものとし、
- (1) 有効期間開始前に払いもどし請求があった場合は、既に支払った定期旅客運賃(旅客規則第 66 条若しくは東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則(昭和 62 年 4 月 東日本旅客鉄道株式会社公告第 21 号。以下「連絡規則」といいます。))
- (2) 有効期間開始後に払いもどし請求があった場合は、既に支払った定期旅客運賃から、旅客規則第 277 条又は連絡規則第 99 条に定める、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残高。
- 3 当社アプリ又は会員メニューの操作により払いもどし請求を行う場合、サービス提供時間内に払いもどしのための操作を行い、当社システムにおいて当該処理が完了した時点をもって、払いもどし請求されたものとし、
- 4 第 18 条第 7 項の定めにより SF 残高と同時に本 Suica を不要とする場合、当該定期券及び SF 残高の払いもどし合計額から手数料として 220 円を差し引いた残高を払いもどします。本取扱いにおいて、サポートセンターへの申し出により払いもどし請求を行う場合は、サービス提供時間内にサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、当社システムにおいて当該処理が完了した時をもって、払いもどし請求されたものとし、
- 5 払いもどしに際し、第 2 項に定める購入時に使用した決済方法を通じた返金ができない場合は、利用者が指定した本人名義の日本国内金融機関口座あてに送金、その他当社が適当と認める方法により返金を行うことがあります。
- 6 列車が運行休止のため、引き続き 5 日以上定期券を使用できなくなった場合、旅客規則第 282 条第 1 項第 1 号のへに定める取扱いのうち、定期券の有効期間の延長は適用しません。この場合、サポートセンターへの申し出により、旅客規則第 288 条の定めにより計算した額の払いもどしを請求する事ができます。

第 31 条(定期券が無効となる場合等)

IC カード取扱規則第 43 条及び旅客規則第 168 条の定め該当する場合、又は第 28 条第 3 項に定める証明書等を偽造、変造若しくは不正に使用した場合(第 28 条第 3 項に定める証明書等を不正に使用し、本 Suica と同一の通学定期券を別のモバイルデバイスの本 Suica、IC カード取扱規則第 3 条第 10 号に定める IC カード乗車券又は、磁気通学定期券で購入した場合を含みます。)、当社は第 21 条第 3 項の定めにより本 Suica を無効とし、モバイルデバイスの利用停止処理を行います。

- 2 前項により本 Suica を無効とし、モバイルデバイスの利用停止処理を行った場合の旅客運賃及び増運賃等の収受方法については、IC カード取扱規則第 51 条の定めを適用します。

第 32 条(Suica グリーン券の発売)

モバイル Suica 会員は、当社アプリの所定の操作により、IC カード取扱規則第 27 条第4項に定める金額で Suica グリーン券を購入することができます。ただし、乗車券類発売機において SF 残高による購入はできません。

- 2 Suica グリーン券の取扱区間は、IC カード取扱規則別表第4号に定める区間とします。
- 3 Suica グリーン券の有効区間、発売日及び発売額は、当社アプリ又は別表 I の区分ウ、オ、キ、ケ及びコのアプリ、若しくは会員メニューにより確認することができます。
- 4 第5条第2項に定める取引契約が成立した時点で、所定の決済処理が行われます。

第 33 条 (Suica グリーン券に係る制限事項)

Suica グリーン券は、特別車両乗車前に購入操作を完了するものとします。乗務員による改札までに Suica グリーン券の購入が完了していない場合、旅客規則第 130 条第1項第2号ハ(イ)に定める金額でグリーン券を現金又は SF 残高により購入するものとします。

- 2 Suica グリーン券を購入後、使用するまで又は第 35 条に定める払いもどしの取扱いを受けるまでは、当該 Suica グリーン券を購入済みの本 Suica において新たな Suica グリーン券を購入することはできません。
- 3 第 32 条の定めにより購入できる Suica グリーン券は、当該モバイル Suica 会員本人以外は使用できません。
- 4 モバイルデバイスに複数の本 Suica を発行している場合で、第 32 条に定める Suica グリーン券の購入を複数行った場合も、当該モバイル Suica 会員本人以外の使用はできません。
- 5 無償提供された Suica グリーン券(ポイント等からの特典交換を含みます。以下同じ。)においても、第 19 条第3項に定める再発行の制限が適用されます。

第 34 条 (Suica グリーン券の乗車変更)

Suica グリーン券の乗車変更に関する取扱いについては、IC カード取扱規則第 48 条の定めを適用します。ただし、同条第2項に定める変更後の Suica グリーン券は、当社アプリの所定の操作により購入するものとします。

第 35 条 (Suica グリーン券の払いもどし)

使用開始前の Suica グリーン券が不要となった場合は、第 32 条に定める発売の当日のサービス提供時間内に、当社アプリの操作により払いもどし請求を行うものとします。

- 2 前項により払いもどし請求した場合は、発売額から手数料として 220 円を差し引いた残高を返金します。なお、返金方法及び返金期日は、第 30 条第2項の定めを準用します。
- 3 Suica グリーン券を購入し、車内改札機又は乗務員による改札を受けた後、当該列車が運行不能となった場合の取扱いは、IC カード取扱規則第 56 条第3項の定めを準用します。
- 4 無償提供された Suica グリーン券の払いもどし請求はできません。

第 36 条 (企画券の発売)

モバイル Suica 会員は、当社アプリの所定の操作により、IC カード取扱規則第 27 条の2に定める企画券を購入することができます。ただし乗車券類発売機において SF 残高による購入はできません。

- 2 企画券の発売商品、有効区間、発売日、有効期間及び発売額は、当社アプリ又は会員メニューにより確認することができます。

- 3 企画券は、発売当日から有効となるものに限り発売します。
- 4 第 5 条第2項に定める取引契約が成立した時点で、所定の決済処理が行われます。

第 37 条(企画券に係る制限事項)

企画券を購入後、使用するまで又は第 39 条に定める払いもどしの取扱いを受けるまでは、当該企画券を購入済みの本 Suica において新たな企画券を購入することはできません。

- 2 本 Suica に有効な定期券がある場合、当該定期券の有効期限が切れるまで又は第 30 条に定める払いもどしの取扱いを受けるまでは、本 Suica において新たな企画券を購入することはできません。ただし、モバイルデバイスに複数の本 Suica を発行している場合で、定期券を発行していない本 Suica に企画券を購入する場合を除きます。
- 3 第 36 条の定めにより購入できる企画券は、当該モバイル Suica 会員本人以外は使用できません。
- 4 モバイルデバイスに複数の本 Suica を発行している場合で、第 36 条に定める企画券の購入を複数行った場合も、当該モバイル Suica 会員本人以外の使用はできません。

第 38 条(企画券の変更)

IC カード取扱規則第 49 条の2に定める使用開始前の企画券の変更及び有効開始日変更の取扱いは行いません。

第 39 条(企画券の払いもどし)

IC カード取扱規則第 49 条の3に定める使用開始前の企画券を払いもどしする場合は、有効期間内に、当社アプリの操作により払いもどしの請求を行うものとします。

- 2 前項により払いもどし請求した場合は、発売額から手数料を差し引いた残高を返金します。なお、返金方法及び返金期日は、第 30 条第2項の定めを準用します。
- 3 企画券を購入し、自動改札機による改札を受けた後、当該列車が運行不能となった場合の取扱いは、IC カード取扱規則第 56 条第2項及び第4項の定めを準用します。

第3編 各 Suica アプリにおける取扱い

第1章 本 Suica の管理

第 40 条(管理システムの利用)

別表 I の区分ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ及びコの利用者は、次の各号に定める方法により、本 Suica を管理するものとします。

- (1) 別表 I の区分ア、エ、オ、キ、ケ及びコの利用者は、モバイルデバイスに発行された本 Suica を、区分エのアプリ運営主体が定める操作により、当社が管理するシステムへ退避させることができます。同利用者は、退避させた本 Suica を、同一管理システムの同一アカウントにより管理された別のモバイルデバイスに設定し、利用することができます。
- (2) 別表 I の区分イ、ウの利用者は、モバイルデバイスに発行された本 Suica を、区分ウのアプリ運営主体が定める操作により、当社が管理するシステムへ退避させることができます。同利用者は、退避させた本 Suica を、同一管理システムの同一アカウントにより管理された別のモバイルデバイスに設定し、利用することができます。
- (3) 別表 I の区分カの利用者は、モバイルデバイスに発行された本 Suica を、区分ウ又はエのアプリ運営主体が定める操作により、当社が管理するシステムへ退避させることができま

す。同利用者は、退避させた本 Suica を、同一管理システムの同一アカウントにより管理された別のモバイルデバイスに設定し、利用することができます。

- 2 別表 I の区分クの利用者は、当該アプリの運営主体が定める方法により、本 Suica を管理し利用するものとします。また、別のモバイルデバイスに設定し、利用することはできません。

第 41 条(利用するカードの指定)

別表 I の区分ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ及びコの利用者が、モバイルデバイスに設定した本 Suica を利用する場合は、次の各号に定める方法により、利用する本 Suica を指定するものとします。

- (1) 別表 I の区分ア、エ、オ、キ、ケ及びコの利用者は、区分エのアプリ運営主体が定める操作により、うち1枚をメインカードに設定し、利用するものとします。
 - (2) 別表 I の区分イ及びウの利用者は、区分ウのアプリ運営主体が定める操作により、うち1枚をエクスプレスカードに設定し、利用するものとします。エクスプレスカードに設定しない場合、又は本 Suica による支払いを受け付ける店舗・販売機器等が必要とする場合、利用の都度区分ウのアプリ運営会社が定める操作によりモバイルデバイスでの本人認証を行った上で、利用するものとします。
 - (3) 別表 I の区分カの利用者は、Android を使用する場合は、区分エのアプリ運営主体が定める操作により、うち1枚をメインカードに設定します。また、iOS を使用する場合は、区分ウのアプリ運営主体が定める操作により、うち1枚をエクスプレスカードに設定し、利用するものとします。なお iOS を使用しエクスプレスカードに設定しない場合、又は本 Suica による支払いを受け付ける店舗・販売機器等が必要とする場合、利用の都度区分ウのアプリ運営会社が定める操作によりモバイルデバイスでの本人認証を行った上で、利用するものとします。
- 2 前項による設定及び操作を行わず、自らが利用しようとする本 Suica 以外のカードによる利用・決済等が行われた場合も、当社はそれらを補償しません。

第2章 モバイルデバイスの変更

第 42 条(Android OS から Android OS、Wear OS への変更)

別表 I の区分ア、エ、オ、カ、キ、ケ及びコの利用者が、本 Suica を別のモバイルデバイス(Android OS、Wear OS)に変更して利用する場合、変更前のモバイルデバイス上の区分エのアプリにおいて、当社が定める操作により当該 Suica を当社が管理するシステムへ退避させたうえ、変更後のモバイルデバイスにおける設定操作を行います。

- 2 前項の定めによらず、変更前のモバイルデバイスにおいて必要な操作を行わなかった場合、第 19 条に定める手続きを行うものとします。

第 43 条(iOS、watchOS から iOS、watchOS への変更)

別表 I の区分イ、ウ、カの利用者が、本 Suica を別のモバイルデバイス(iOS、watchOS)に変更して利用する場合、変更前のモバイルデバイス上の区分ウのアプリにおいて、アプリ運営主体が定める操作により当該 Suica を当社が管理するシステムへ退避させた上、変更後のモバイルデバイスにおける設定操作を行うものとします。

- 2 前項の定めによらず、変更前のモバイルデバイスにおいて必要な操作を行わなかった場合、第 19 条に定める手続きを行うものとします。ただし、区分カの利用者は第 19 条の定めによらず、区

分カのアプリ運営主体が定める方法によります。

第 44 条(Android OS、Wear OS から iOS、watchOS への変更)

別表 I の区分ア、エ、オ、キ、ケ及びコの利用者が、本 Suica を別のモバイルデバイス(iOS、watchOS)に変更して利用する場合、変更前のモバイルデバイス上の区分エのアプリにおいて、当社が定める操作により当該 Suica を当社が管理するシステムへ退避させた上、変更後のモバイルデバイスにおいて当社が定める設定操作を行うものとします。

2 前項の定めによらず、変更前のモバイルデバイスにおいて必要な操作を行わなかった場合、第 21 条に定める手続きを行うものとします。

第 45 条(iOS、watchOS から Android OS、Wear OS への変更)

別表 I の区分イ、ウの利用者が、本 Suica を別のモバイルデバイス(Android OS、Wear OS)に変更して利用する場合、変更前のモバイルデバイス上の区分ウのアプリにおいて、アプリ運営主体が定める操作により当該 Suica を当社が管理するシステムへ退避させた上、変更後のモバイルデバイスにおいて当社が定める設定操作を行うものとします。

2 前項の定めによらず、変更前のモバイルデバイスにおいて必要な操作を行わなかった場合、第 21 条に定める手続きを行うものとします。

第 46 条(Wear OS から Android OS、Wear OS への変更)

別表 I の区分オの利用者が、本 Suica を別のモバイルデバイス(Android OS、Wear OS)に変更して利用する場合、変更前のモバイルデバイス上の区分オのアプリ(Watch)において、アプリ運営主体が定める操作により当該 Suica を区分オのアプリ(Watch)が管理するシステムへ退避させた上で、変更後のモバイルデバイスにおいて設定操作を行うものとします。

2 前項の定めによらず、変更前のモバイルデバイスにおいて必要な操作を行わなかった場合、第 19 条に定める手続きを行うものとします。

第 46 条の2(Wear OS から iOS、watchOS への変更)

別表 I の区分オの利用者が、本 Suica を別のモバイルデバイス(iOS、watchOS)に変更して利用する場合、変更前のモバイルデバイス上の区分オのアプリ(Watch)において、アプリ運営主体が定める操作により当該 Suica を区分オのアプリ(Watch)が管理するシステムへ退避させた上で、変更後のモバイルデバイスにおいて設定操作を行うものとします。

2 前項の定めによらず、変更前のモバイルデバイスにおいて必要な操作を行わなかった場合、第 21 条に定める手続きを行うものとします。

第 47 条(適用除外)

区分クについては、第 42 条から第 46 条の定めを適用せず、各 Suica アプリ運営主体の定める方法によります。

第4編 その他の取扱い

第 48 条(サービス提供時間)

サービス提供時間は、当社が別に定めるところによります。

第 49 条(各アプリの更新等)

本 Suica に関する品質の維持・向上のために、当社及び他社アプリの運営主体は、予告なく必要な各アプリの更新を行うことがあります。

- 2 当社及び他社アプリの運営主体が行うソフトウェア、システム、各アプリ等の更新並びにその準備・実施のため、本 Suica が利用できなくなった場合も、利用者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。
- 3 電気通信事業者、モバイルデバイスのメーカー等が行うシステム又はソフトウェアの更新並びにその準備・実施のため、本 Suica が利用できなくなった場合も、利用者に生じたいかなる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第 50 条(利用者への通知方法)

規約等に別段の定めがある場合を除き、当社は当社アプリ又はウェブサイトにおいて提示する等、当社が適当と認める方法により、モバイル Suica 会員への通知を行うものとします。

- 2 前項による通知を行う場合、当社が当社アプリ又はウェブサイトに掲載し、利用者が内容を閲覧することが可能になった時点をもって、利用者への通知を完了したものとします。
- 3 前2項の定めによらず、他社アプリの利用者への通知方法は、各アプリの運営主体の定めるところとします。

第 51 条(協議解決)

本サービスに関連して利用者と当社との間で発生した問題が解決しない場合、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第5編 表明・確約事項

第 52 条(反社会的勢力ではないこと等に関する特則)

モバイル Suica 会員及びモバイル Suica 会員になろうとするもの(以下、併せて「会員等」といいます。)は、現在又は将来にわたって、次の各号(以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないことを表明、確約するものとします。

- ①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業に属する者、⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、⑥暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者、⑦テロリスト等日本政府又は外国政府が経済制裁の対象として指定する者、⑧その他前各号に準ずる者
- 2 会員等は、現在又は将来にわたって、次の各号の者(これらの者を総称して「反社会的勢力等の共生者」といいます。)のいずれにも該当しないことを表明、確約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、あわせて「反社会的勢力等」といいます。)によって、経営を支配されると認められる関係を有する者
 - (2) 反社会的勢力等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3) 自己、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (5) 反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係を有する者

- (6) その他反社会的勢力等の資金獲得活動に乗り、又は反社会的勢力等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者
- 3 会員等は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 会員等は、前各項のいずれかに違反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、事前の通知なしに、本 Suica 及び teppay について、利用停止、チャージ等一切の権利の抹消及び利用にかかる契約の解除等をされても一切異議を申し立てず、また、これにより損害が生じたとしても賠償ないし補償を求めず、一切自己の責任とすることを表明、確約するものとします。
- 5 会員等は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力等に対して資金供与等を行うこと、又は経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、又はマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、本 Suica 及び teppay を利用しないことを表明・確約するものとします。

附則

- 1 本規約は、日本標準時間 2026 年 10 月 16 日より有効とします。
- 2 前項にかかわらず、teppay に関連する規定については、当社が teppay の提供を開始した時から適用するものとします。

別表 I 本規約においてサービス内容、利用条件等を定める Suica(各 Suica アプリ)

区分	アプリ／サービス名称	運営主体(略称)	分類	使用 OS
ア	モバイル Suica	JR 東日本	当社アプリ	Android
イ	Suica (Suica アプリケーション)			iOS、watchOS
ウ	Wallet、Apple Watch (Apple Pay)	Apple	他社アプリ	iOS、watchOS
エ	おサイフケータイ	FeliCa Networks		Android
オ	Google Pay、Watch (Google Pay)	Google		Android、Wear OS
カ	みずほ Wallet	みずほ銀行		Android、iOS
キ	楽天ペイ	楽天ペイメント		Android
ク	Garmin Connect	Garmin		Android、iOS
	Fitbit	Fitbit		Android、iOS
ケ	au PAY	KDDI、au フィナンシャルサービス		Android

コ	d払い	NTTドコモ・フィナンシャル グループ	Android
サ	wena	—	Android、iOS

別表Ⅱ 本規約においてサービス内容、利用条件等を定めるアプリ(加盟店アプリ)

区分	アプリ／サービス名称	運営主体(略称)	分類	使用 OS
ア	J-Coin Pay	みずほ銀行	他社アプリ	Android、iOS
イ	楽天ペイ	楽天ペイメント	他社アプリ	iOS
ウ	NAMO	東京海上日動火災保険	他社アプリ	Android
エ	ファミペイ	ファミリーマート、 ファミマデジタルワン	他社アプリ	Android、iOS